



# STOP! 介護崩壊 介護ウェブ2009 推進ニュース

## — 介護ウェブの “Big Wave” をおこそう! —

**取り組みを具体化し500,000筆の署名を集め多くの介護改善要求の声を国会に届けよう!**

### 「平成21年度介護従事者処遇改善状況等調査の結果」の速報値を公表 「介護給付費分科会調査実施委員会」(第3回)が開催(2010年1月25日)



介護報酬改定の結果の検証や介護事業経営実態調査等について検討を行い、次期介護報酬改定へ向けての議論へつなげていくことを目的に設置された、「社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会」(座長：慶応義塾大学教授・田中滋氏)の第4回目の会合が開催され、「平成21年度介護従事者処遇改善状況等調査の結果」の速報を公表し、今後の分析方法等について議論が行われました。今後、出された意見を踏まえ、3月3日の第4回目の会合で検証を行い、介護給付費分科会に答申する運びとなります。

その他、介護職員処遇改善交付金の影響を踏まえた「平成22年度介護従事者処遇改善状況等調査」と、3年毎に行っている「介護事業経営概況調査」の実施が提案され、2010年夏頃の実施に向けて調査項目等が検討されていく予定です。

### 「今回公表した結果はあくまで速報値であるため、今後、数値に変化がある」と説明

調査結果の速報によると、平成21年4月～9月の期間で給与等の引き上げの状況(複数回答)では、すでに給与の引き上げを行ったとして、「定期昇給を実施」が43.7%、「介護報酬改定を踏まえて引き上げた」が23.4%、「介護報酬改定に関わらず引き上げた」が21.0%となり、逆に予定している所と、予定なしの所では、「1年以内引き上げ予定」が15.2%、「今後も引き上げ予定なし」が13.1%となっています。(表を参照)

介護従事者の平均給与額は、平成20年9月が222,308円であるのに対し、平成21年9月は231,366円となり、月額9,058円の増加となっています。事業種別では、高い順に、介護老人福祉施設が12,052円の増加、介護老人保健施設が11,629円の増加と続き、逆に、増加額が低い順に、訪問介護事業所が5,896円の増加、介護療養型医療施設が6,136円の増加となっています。

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況については、「従来より実施しており今回さらに充実」と「従来、実施していないが今回新たに実施」を合わせた割合で、「職員の増員による業務負担の軽減」が17.9%、「能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映」が11.9%、「昇給または昇進・昇格要件の明確化」が8.7%、「賃金体系等の人事制度の整備」が10.3%となっています。



調査は、特養、老健、訪問介護等の7事業を対象に実施し、対象施設・事業所数は7,141事業所・施設で、集計対象となったのが平成21年12月までに確定した調査票の5,034事業所・施設となっています。また、給与等の引き上げ等については、各年9月に在籍していた職員を抽出し比較を行っています。なお、今回公表した結果はあくまで速報値であるため、今後、数値に変化があるとしています。

## ■ 施設・事業所の給与等の引き上げ状況（複数回答）

	定期昇給を 実施	介護報酬改 定を踏まえ て引き上げ	介護報酬改 定に関わら ず引き上げ	1年以内に 引き上げ予 定	今後も引き 上げ予定無 し	その他
介護老人福祉施設	71.6%	43.1%	21.1%	12.5%	2.9%	5.0%
介護老人保健施設	64.9%	37.0%	26.6%	9.7%	3.3%	5.0%
介護療養型医療施設	53.4%	14.7%	25.4%	9.9%	11.0%	5.9%
訪問介護事業所	32.9%	30.4%	19.3%	17.4%	13.9%	6.8%
通所介護事業所	46.1%	20.1%	26.1%	19.3%	8.4%	5.4%
認知症対応型共同生活 介護事業所	41.0%	26.1%	26.8%	16.5%	7.1%	10.1%
居宅介護支援事業所	41.6%	14.9%	15.7%	11.7%	21.3%	9.5%
合計	43.7%	23.4%	21.0%	15.2%	13.1%	7.4%

（表は厚労省の資料をもとに、事務局で作成）

## 藤井委員「規模が小さくて経営が大変な所は、調査票の提出はできていないと思われる」と意見

今後の検討を行う上での集計方法や分析方法等について、各委員から多くの意見が出されました。

藤井賢一郎委員（日本社会事業大学准教授）は、「規模が小さくて経営が大変な所は、調査票の提出はできていないと思われる。そのため、今回の提出された所だけで、規模が小さい所はこうであると評価ができるのか」と、調査結果を評価する上での問題点を指摘しました。

堀田聰子委員（東京大学社会科学研究所特任准教授）は、「月給者、日給者、時間給者を分けて様々な角度から分析が必要。さらに、もともと給与が低くて引き上げられない所はどういう問題があるのか等も分析することが必要」と、労働形態による区別の重要性等について考えを示しました。

池田省三委員（龍谷大学教授）は、堀田委員とは逆に、建設的な議論をするために問題のない所の良い点を分析することが必要と述べ、具体的な部分としては、「今回の平均値だけの公表は、処遇が改善された」と数字が一人歩きする危険がある。また、年間103万円以内の収入に調整しているパート労働者の取り扱いや、月給者、日給者、時間給者を分けた公表が良かった。全体では4%程度の賃金の引き上げとなっているが、単純に引き上がったとは言えず、ほとんど変わっていないと思われる。サービス別に、介護報酬収入の賃金分配率を評価できる分析が必要」と、労働分配率による比較の必要性を示しました。さらに池田委員は、「このような調査は、平均値で見てもあまり意味がないため、賃金の高い所、低い所を規模別、地域別等に区分けし、クロス集計ではなく、分布を見ていくことが必要」と、様々な条件に分けた分布による分析の必要性を強調しました。

千葉正展委員（独立行政法人福祉医療機構経営支援室経営企画課長）や、村川浩一委員（日本社会事業大学教授）は、地域区分による報酬単価の違いがあるため、地域区分別、規模別による比較や、藤井賢一郎委員（日本社会事業大学准教授）は、もともと賃金が高くて引き上げた所と、そうでない所、もともと賃金が低くて引き上げた所と、そうでない所による分析の必要性等を示しました。

これらの意見を踏まえ、必要な集計を行い、引き続き検討が行われる予定です。



お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp